

新型コロナウイルス関連情報

事業者向けの給付金(一時支援金)申請の受付が始まりました

1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者などの皆さんに、国が「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」を給付します。



- 対象**
1. 緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または外出自粛などの影響を受けていること
 2. 2019年または2020年と比較して、2021年の1～3月のいずれかの月の売上が50%以上減少していること など

※なお、時短営業の要請を受けた協力金の支給対象の飲食店は、給付対象外です。

給付額 中小法人等 上限60万円
個人事業者等 上限30万円

申込 5月31日(月)まで。一時支援金事務局(HP)にて申請IDを発番の上、登録確認機関における事前確認を受けた後に、一時支援金事務局(HP)で申請することが必要です。



※詳細は、一時支援金事務局(HP)をご確認ください。

問合せ 一時支援金相談窓口 ☎ 0120-211-240
一時支援金事務局(HP)
<https://ichijishienkin.go.jp/>

ワクチン接種情報(第2弾)

コールセンターを設置しました

県と市それぞれにコロナワクチン接種手続きなどのお問い合わせに対応するコールセンターを、下記のとおり設置しています。お気軽にお問い合わせください。



- ワクチン接種の予約などに関すること

市コロナワクチンコールセンター ☎ 57-8886
平日 9:00～19:00
土日祝日 9:00～17:00

- 医学的知見など専門的な内容に関すること(接種後の副反応など)

県ワクチンコールセンター ☎ 058-272-8222
毎日 9:00～21:00

コロナワクチンは、ワクチンの供給量を踏まえて3月から医療従事者への接種が開始されています。今後、重症化リスクが高いとされる65歳以上の高齢者、一般の方の接種を開始する予定です。接種ができるようになりましたらご案内します。



問合せ 健康推進課 ☎ 35-3160

市長室へようこそ



● 市民と市長の面談日
4月19日(月)
13:30～16:15

※事前にご予約ください

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては中止する場合がありますのでご了承ください。

市長室直通FAXもご利用ください
FAX☎36-2060

問合せ 秘書課 ☎35-3130

広報たかやまの発行が月1回になります

これまで月2回(1日と15日)発行していた広報紙を、令和3年4月から統合して、月1回(1日)の発行に変更します。

その他に、必要に応じて「臨時号(※)」を発行します。

(※)「災害時などの情報」や「テーマを絞った特集記事(感染症対策など)」等

4月号からは、1カ月分の情報をまとめてお知らせするとともに、より見やすくなるよう紙面のリニューアルを行っています。

今後も、市政の動きを分かりやすくお伝えし、皆さんの生活に役立つ情報を提供してまいります。

問合せ 広報公聴課 ☎ 35-3134



編集・発行/高山市企画部広報公聴課

〒506-8555 岐阜県高山市花岡町2丁目18番地
TEL/0577-32-3333(代)
FAX/0577-32-7000 (市長室直通)
FAX/0577-35-3174 (広報公聴課直通)

E-mail/kouhou@city.takayama.lg.jp

HP/https://www.city.takayama.lg.jp/
携帯用HP/http://mobile.city.takayama.lg.jp/
防災行政無線の内容は電話でも確認できます
☎0180-995-690